

浪江町防犯パトロール業務委託

仕 様 書

令和 8 年度

福島県双葉郡浪江町

警備等業務委託仕様書

1 委託業務概要

(1) 委託業務名称

浪江町防犯パトロール業務委託

(2) 場所

浪江町のすべての地域

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、町内に居住する住民が少ない中、町内の治安の維持及び犯罪被害等を未然に防止し、町民の生命及び財産を保護する。

2 業務委託対象

浪江町のすべての地域

3 業務委託内容

- (1) 浪江町内の防犯パトロールによる不審者等の発見及び関係機関への通報業務
(帰還困難区域の防犯バリケードの確認及び異常箇所確認等も含む)
- (2) 防犯パトロール業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (3) その他必要と認められる業務

4 資格要件

次に掲げる要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 警備業法第2条第1項第1号及び第2号の業務を行っている者。
- (3) 警備業法第4条の規定による県公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 福島県内に本社又は支店（営業所）を有する者。

5 防犯パトロール業務の実施

- (1) 防犯パトロール業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙1「業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、本仕様書「3」の内容に該当する定めがない場合においても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。

- (3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 当該業務遂行中、異常等を発見した場合には、適切な処理を行い、また状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に発注者に対してその状況を報告すること。
- (5) 当該業務に必要な申請及び許可等については、あらかじめ発注者と協議の上、責任を持って受注者が行うものとする。
- (6) 当該業務に要する費用は、受注者負担とする。

6 業務状況の報告及び記録

- (1) 報告及び記録の内容は、次のとおりとする。
 - ア 業務報告書
 - イ 異常が生じた場合の記録（現状写真等も添付すること。）や処理結果
 - ウ その他必要と認められる事項
- (2) 毎日の業務遂行状況を記録し、必要な期間保存すること。
- (3) 受注者は、業務報告書を日毎に作成し、月毎に取りまとめ、当該月の翌月10日までに発注者に報告すること。ただし、3月分については、3月31日に報告すること。
- (4) 業務対象において、異常事態が発生した際は、状況について発注者の指定する連絡先に電話若しくは口頭でいち早く連絡すること。その後の処理の経過及び結果については、その都度速やかに発注者に報告、後日、書面でも報告すること。また、必要に応じ、異常事態の改善策等を、書面で報告すること。

7 業務従事者

- (1) 受注者は、本契約上の業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行うものとする。
- (2) 本仕様書「3」の業務を遂行するに当たり、業務従事者の中から総括責任者を1名選出するとともに、その者について発注者の承認を得ること。
- (3) 業務従事者は、本仕様書「3」の業務において、必要な教育訓練を修了した者とする。なお、パトロール事業を青色防犯パトロールとして実施する場合は、受注者は、業務従事者が青色防犯パトロール講習を受講していることを、業務委託開始前に確認し発注者に報告すること。
- (4) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受注者と協議の上、交代させることができる。
- (5) パトロール車両1台に業務従事者2名の乗車を原則とすること。
- (6) 業務従事者において、欠員等が生じ、新たに当該業務従事者を募集する場合は、雇用創出の面から、浪江町出身者からの検討、雇用に協力すること。
- (7) 発注者が必要であると認めた場合は、受注者は、次回の受託業者への業務引継を行

うこと。これらの業務に要する費用はすべて受注者の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、発注者の判断による。

8 勤務時間及び体制

業務従事者の勤務時間等は、原則として細目に定めるものとする。

9 受注者の義務

- (1) 受注者は、業務従事者が病気その他の事由で業務遂行の継続が困難に陥るなど、緊急の事態に備え、即座に業務遂行できる適正な業務管理計画を策定し、発注者の承認を得ること。また、必要に応じて迅速に代替え要員を配置しなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託期間中、当該受託業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 受注者は、帰還困難区域で適用される関係法令等を遵守するものとする。
- (4) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密等を漏洩してはならない。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部又は一部を書面による承諾を得ることなく第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委託してはならない。
- (3) 受注者は、パトロールに必要な人員の二分の一以上を第三者に委託してはならない。

11 損害賠償

受注者は、業務実施中に受注者の過失により、住民及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償責任を負わなければならない。受注者は損害賠償に備え、損害保険等に参加する等の対策を講じること。

12 相互協力

発注者及び受注者は、当該業務に必要なものについて、相互に協力し適切な業務を行うものとする。

業務細目

1 業務内容

(1) 防犯パトロールに係る遵守事項

- ア 受注者は、業務を行うに当たり、必要な車両、設備を配置すること。また、発注者と事前に調整した上で発注者の監督のもとに実施すること。
- イ 受注者は、アを実施するに当たり、業務委託期間中、実施できない期間がある場合は、それに代わる業務等を実施すること。その際受注者は、発注者にその実施計画書を提出し、承諾を受けること。
- ウ 受注者は、次回の受託業者が車両、設備を準備するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の車両、設備の迅速かつ円滑な準備について、全面的に協力すること。
- エ 受注者は、アを実施するに当たり、その車両等で事故など受注者の過失で損害等を与えた場合は、誠意を持って対応するとともに、施設及び設備等を破壊、破損させた場合は、受注者の費用で修繕すること。
- オ パトロールの範囲については、あらかじめ実施計画書を提出し、発注者の承諾を受けること。また、パトロールの経路は、範囲内で通行可能な道路をくまなく巡回することとし、定期的に同じ経路を巡回することは避けること。なお、計画書作成にあたっては、運転する時間、線量等を踏まえたものとし、帰還困難区域については、高線量区域であるが、最低でも1日1回は防犯パトロールを実施することとして実施計画書を作成すること。
- カ 帰還困難区域内での活動時間は、1人1日につき4時間未満とすること。
- キ 防犯パトロールを実施する車両については、車両側面両側に当該業務車両と分かるマグネット等を貼るとともに、青色回転灯を装備すること。
- ク ドライブレコーダーや衛星利用測位システム（GPS）機器の車両搭載や、パトロール従事者へ配給するスマートフォンのタイムライン記録機能活用等により、パトロール状況（車両の走行記録等）を記録し、そのサンプル検査を随時実施すること。
- ケ 写真撮影は、パトロール従事者へ配給するカメラやカメラ機能付きスマートフォン等に限定し、パトロール従事者個人が所有するカメラ等による撮影は禁止する措置をとること。
- コ 駐停車は、関係法令等を遵守した上で、周囲の安全に配慮して行うこと。
- サ 巡回中、助手席の業務従事者は、運転者に対して声がけ等の安全確認を徹底すること。運転者本人または同乗者が、運転者の挙動や言動等に異常を感じた場合は、運転の交替や安全な場所での休憩等により、業務の安全な遂行に努める

こと。万一のときには、総括責任者に連絡すること。

シ 業務従事者は、勤務前において、自らの体調について総括責任者へ報告することを徹底すること。

(2) 異常事態発生時における対応

業務対象において、異常事態が発生した時は、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(3) 関係先への通報及び連絡

異常事態が発生した時は、(2)を適切に行うとともに、発注者及び警備本部に連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。

また、必要があるものと認めた場合は、発注者が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(4) 業務実施事項の報告

ア 受注者は、業務実施状況を日ごとに作成し、月ごとにまとめ、翌月の10日までに書面を揃え発注者へ報告すること。ただし、3月分については、3月31日に報告すること。

イ 業務対象において、異常事態が発生した際は、状況について発注者の指定する連絡先に電話若しくは口頭でいち早く連絡すること。その後の処理の経過及び結果については、その都度速やかに発注者に報告するとともに、後日、書面でも報告すること。

(5) 業務基準時間

業務基準時間は、次のとおりとする。

なお、休日等はないため、受注者において、当該業務におけるシフトを実施計画書に記載し、発注者の承諾を受けること。

区分	業務基準時間
防犯パトロール	平日・日曜日 15:00～翌9:00 土曜日・祝日・年末年始 24時間

※令和8年4月1日のパトロール開始時間は15:00からとする。

※令和9年3月31日のパトロール時間は15:00から24:00までとする。

※土曜日の日数の取扱いは51日分、祝日の日数の取扱いは16日分とし、年末年始の取扱いは12月29日～1月3日とする。

(6) 業務実施時間

上記(5)の業務基準時間に関わらず、発注者からの要請があった場合は、速やかに対応すること。

(7) 警備本部及び業務従事者

受注者は不測の事態に備えるため、業務基準時間内のバックアップを行う警備本部等を設けること。

受注者の警備本部と業務従事者は緊密に連絡を取り合い、業務従事者に不測の事態が発生した場合は、速やかに警備本部においてその事態に対応できる体制を確保する。

(8) 業務開始時における取扱い

受注者は当該業務を開始するに当たり、防犯パトロールについては、当該業務で使用する車両等を確認し、故障等の異常がないことを確認すること。

業務従事者は、自らの体調管理を徹底するものとする。当該業務を開始するに当たり、万が一、寝不足や心身の不調、酒気帯びの影響などを感じた場合や、他の業務従事者にそのような様子が見られた場合は、総括責任者へ申告すること。

(9) 業務終了時における取扱い

受注者は当該業務を終了するに当たり、周辺状況を確認し、異常がないことを確認すること。また、周辺状況等の変化については報告書に記載すること。防犯パトロールで使用した車両については、走行記録及び被ばくの積算線量を記載すること。

(10) 放射能の汚染拡大の防止

当該区域は、除染電離則等の適用区域が含まれる。そのため、その区域において適用される関係法令等を遵守するとともに、あらかじめ受注者において、その対策を講じることとする。また、線量計の装着及びスクリーニングは必須項目とし、報告書にも記載すること。

(11) 緊急連絡先の指定

ア 発注者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を受注者に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合は、発注者は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を受注者に通知する。

ウ 受注者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を発注者に通知する。

エ 上記ウの緊急連絡先に変更がある場合は、受注者は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を発注者に通知する。

(12) 悪天候時の対応

発注者は、悪天候（台風、大雪等の警戒情報、警報発令等）によりパトロールを実施することが危険だと判断した場合は、業務中止を決定し、速やかに発注者が受注者に連絡をする。

(13) 緊急時の対応

災害発生等により緊急の避難が必要になった場合は、防災行政無線等の指示に従い速やかに避難を実施する。

2 施設、設備等の種類及び設置について

当該業務に使用する施設、設備等は、次のとおりである。すべて受注者で準備し、業務を行うものとする。なお、費用についてもすべて受注者負担である。

施設、設備等	数量等
1 防犯パトロール車両	5台（1台2名乗車）
2 1に付随する通信設備等	一式
3 業務報告に係る事務用品等	一式